

香芝市債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 6 号

香芝市債権管理規則の一部を改正する規則

香芝市債権管理規則（平成 1 9 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「納税促進課長」を「収税課長」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「並びに」を「及び」に改め、同条第 4 項中「部局の部長」を「危機管理監、香芝市行政組織条例（平成 5 年条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び室の長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。